

千葉県最低賃金審議会における最低賃金の抜本的な改正を求める意見陳述

私は数年前から、最低賃金が安すぎる、今すぐ1000円にそして1500円を目指せ、と毎月のように、最寄り駅で訴え、毎年行っている柏から千葉までの千葉県最賃キャラバンに参加してきました。どちらも街頭の反応は悪くありませんでしたが、なかなか改善されないもどかしさも感じてきました。昨年9月に開催された全国地区労交流山形集会と10月に開催されたコミュニティユニオン全国集会 in 札幌で栃木県等の先進的な運動を知り、千葉でも同様な運動をと考えました。

2002年の全国地区労千葉集会の実行委員会は5組織（八千代、習志野、市原地区労、木更津・君津地区労センター、松戸労組会議）からなり、その後県内地区労・ユニオン交流として運動を続けています。ここで最賃の議論をし、6月16日に労働局交渉を行いました。そこで、今年度の流れ、意見書の提出、審議会の傍聴等の日程を確認しました。そして8月1日、千葉県最低賃金審議会で、意見陳述の機会を得て、以下に述べる陳述を行いました。当日提出された意見書は7件、労組関係6件とタクシー協会からのものでした。労組関係の6件は当然ながら全国一律1500円を基調とする内容でした。なお私を含めて3名が意見陳述をしました。タクシー協会の意見書は「これ以上の引き上げを示されぬよう強く要望いたします」という信じられない内容でした。

市原地区労働組合協議会で議長をしています中村美彦と申します。最低賃金の抜本的な改正を求める意見を申し述べさせていただきます。

まず少しだけ私自身の話をさせてください。1983年4月に千葉県立高校の教員に採用され千葉県高等学校教職員組合に加入しました。配属された学校が姉崎高校で、高教組の市原支部は市原地区労に加盟していました。支部役員になって地区労担当となり、他組合との交流が飛躍的に増え、それまで学校生活中心だった生活や考え方が大きく変化しました。

私が労働運動にかかわり始めた当時から、常に困難な状況が目の前に広がっていました。地区労もやはり同様に、労働戦線統一問題等で、組織離脱が続き、創立期の組合すらほとんどいなくなってしまうしました。そんな中で、一人でもは入れるコミュニティユニオンの結成が新たな展開となりました。増え続けるパート労働者をはじめとする既存の労働組合に入れなかった労働者のための「開かれた労働組合」とする地域型労働組合です。私もユニオン市原創立にかかわった一人で、現在も副委員長を務めています。ですから、最低賃金には以前から、強い関心がありました。

話が個人的な問題に過ぎました。ここから本論に入ります。

中央最低賃金審議会が、2022年度において、全国加重平均31円（過去最高額）の引上げ額を示し、千葉県においても、31円の引上げがなされ、その結果最低賃金額は時給984円とされました。もっとも、増額された上記金額でさえも、1日8時間、週40時間働いたとしても月収約17万3184円、年収で約208万円にしかなりません。これでは労働者が賃金だけで人間らしい生活を持続的に営むことはできないばかりか、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）としての最低賃金制度の目的を果たしていません。

最低賃金法は、第1条において「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障すること」によって「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に資することを目的とする旨を明示しています。このような現状を踏まえれば、最低賃金額をさらに引き上げ、最低賃金制度をすべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）として真に実効的に機能させることが必要不可欠であるとかんがえます。

ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、光熱費・物価の高騰が続き、生活困難が広がっています。この物価高騰下であるにも関わらず、給料や時給が十分に上がらず、実質賃金は低下しています。一方、海外をみると同様に物価高騰が起きていますが、各国は賃金の引き上げ対策を講じています。アメリカのロサンゼルス市では昨年7月に時給15ドルから16.04ドル（約2,161円）に引き上げられ、オーストラリアでは最低賃金が7月から8.7%引き上げられ時給23.23豪ドル（日本円で約2,230円）となりました。ドイツでも2024年から時給12.41ユーロ（約1,790円）、2025年から時給12.82ユーロ（約1,849円）に引き上げられることが決まっています。

しかし、日本では最低賃金が抜本的に引き上げられる様子がありません。正社員の賃金ですら、最低賃金付近の労働者が増加しています。特に重要な社会サービスを担う介護労働者や保育労働者などのエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金レベルで働いています。最低賃金はかつてのような家計補助的な労働に対する賃金設定とは異なる次元の社会的な影響をもつようになっており、最低賃金の動向は多くの労働者に影響するとともに、貧困や格差の広がり食い止める役割を担う、そのような社会的位置付けに変化しています。また、最低賃金の地域間格差が広がっており、地方からの人口流失や地域経済の疲弊も問題となっています。

岸田文雄内閣総理大臣は、自身の経済政策である「新しい資本主義」の最重要の核として「人への投資」を掲げ、賃金の引上げを強調しています。さらに、2022年6月7日、新しい資本主義実現会議での答申を経て「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」が閣議決定され、上記実行計画推進のため策定された工程表には、最低賃金について「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す」旨が明記されています。

他方、最低賃金の引上げにあたっては、財政的な裏付けが乏しい中小企業を支援する方策が必要です。2022年4月1日以降の事業年度について、給与等を増額させた場合にその一部を法人税等から税額控除できる賃上げ促進税制が開始されました。また、ものづくり補助金や持続化補助金においても賃上げをした中小企業への補助率を引き上げる特別枠が設けられているほか、政府調達においても賃上げをした中小零細企業に対し加点が行われる等されています。

国民経済の健全な発展には、中小企業への支援策を充実させると同時に最低賃金額の引上げを図ることが肝要であり、上記の実行計画は、まさにこの点を意識した内容となっているものであり、このような中小企業への支援策はさらに充実されるべきであると考えます。

よって、私は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び国民経済の健全な発展への寄与という最低賃金法の目的を達するため、千葉地方最低賃金審議会に対し、主体的に地域別最低賃金額の抜本的引上げを図ることを求めます。私たちは最低賃金の抜本的引き上げと全国一律・最低賃金1500円以上を求めます。